



# 鳥取県公報

平成15年10月3日(金)  
第7524号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (596) (障害福祉課) .....	1
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業の事業所の変更の届出 (597) (＃) .....	1
指定居宅サービス事業者の指定 (598) (長寿社会課) .....	2
一般国道の区域の変更 (599) (道路課) .....	2
一般国道の供用の開始 (600) (＃) .....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第596号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
医療法人誠医会	東伯郡大栄町大字瀬戸53 - 2	医療法人誠医会ホームヘルパーステーションみやがわ	東伯郡大栄町大字瀬戸53 - 11	居宅介護	平成15年10月1日

### 鳥取県告示第597号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日

有限会社大東工業	境港市財ノ木町 1060 - 3	ファミリー・ケア	境港市財ノ木町 1060 - 3	居宅介護	平成15年7月31日
----------	---------------------	----------	---------------------	------	------------

**鳥取県告示第598号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人のんびり小町 理事長 櫻谷真奈美	八頭郡智頭町大字毛谷53 - 2	在宅援助ホームなでしこ	八頭郡用瀬町大字別府84 - 1	通所介護	平成15年9月18日

**鳥取県告示第599号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年10月3日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
179号	東伯郡三朝町大字今泉字畑ヶ田653 - 2地先から倉吉市円谷町字東天地222 - 10地先まで	変更前	18.0 ~ 74.0	1,945.0
		変更後	20.0 ~ 83.0	1,945.0

**鳥取県告示第600号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年10月3日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
179号	東伯郡三朝町大字今泉字畑ヶ田653 - 2地先から倉吉市円谷町字東天地222 - 10地先まで	平成15年10月4日